

香川県西村遺跡1号窯出土軒先瓦を廻って

—その製作使用年代について—

松井忠春

1. はじめに

平安宮を含めた平安京は無論のこと、京都市内に所在する平安時代の諸遺跡から平安時代後期に属する瓦類が多量に出土することは夙に著名である。これら多量の瓦類に対し、中央官衙屋系のみならず地方諸国から搬入されたことにより生ずる瓦当文様の多様性や製作技法を通し、地域分類を基本として歴史究明^(注1)されていることは他言を要しない。それに反応するかのように、当該地方に於いても平安時代後期瓦の研究が活発化し、多くの成果が齎らされている現況下にある。

これら京都市内から出土する瓦類は、殿舎・堂宇の造営・建立に関する文献資料の豊富さも手伝って、製作使用年代を考究する上に大いなる優効性を発揮する場合が屢である。換言すれば、当該地方にとってもその優効性は平安時代の遺物の編年作業に重要な定点を与えることにもなる。しかし得てして資料分析なく安易な援用に走り、編年上大きな誤謬を犯すことにもなりかねない。

本稿では、香川県西村遺跡1号窯出土軒先瓦に照準をあて、他遺跡出土類例との対比を通じて、その製作使用年代を再検討してみることにする。

2. 西村遺跡1号窯と出土軒先瓦の概要

西村遺跡は、香川県綾歌郡綾南町字陶西村に所在する。この綾南町は綾川中流域にあたり、綾川沿岸滝宮は奇岩景勝地として知られているが、町中央に聳え立つ標高216.2mの十瓶山と標高246.9mの火の山の両山麓及び北条池畔には奈良時代以降の数多の窯跡が集中分布し、「陶邑古窯跡群」と呼称された四国随一の大窯業地帯としても著名である(第1図)。

この陶邑古窯跡群は、昭和16年に既に寺田貞次氏によって総計80基の多きを数える窯跡が踏査報告^(注2)されて以来、昨今では須恵器窯70基以上、瓦窯20基以上が確認^(注3)されているが、その実数は未だ完全把握とは言えず、今後もさらに発見・確認^(注4)される可能性が高い。

上記2山麓を東西に走る国道32号線の綾南バイパスが建設されることになり、昭和54

年度から3か年を費やして西村遺跡の発掘調査が実施された。その結果、調査区内で、掘立柱建物跡・中世墓・土壇などのほかに三基の半地下式有状平窯が検出され、11世紀から13世紀に至る集落跡であることが明らかになり、「陶ムラ」の工人達の集落と考えられている^(注5)。この三基の窯跡中の一基が本稿で取り上げる1号窯である。

西村遺跡1号窯

調査区の中央部を流れる幅2m・深さ

1mの溝を埋めた後に、東側の洪積台地の斜面を利用して構築されていたが、窯体の主要部である焼成室などは既に削平を受け床面の一部以外は消失し、僅かに前庭部から舟底・傾斜変換部までの約2mが残存していたにすぎない。

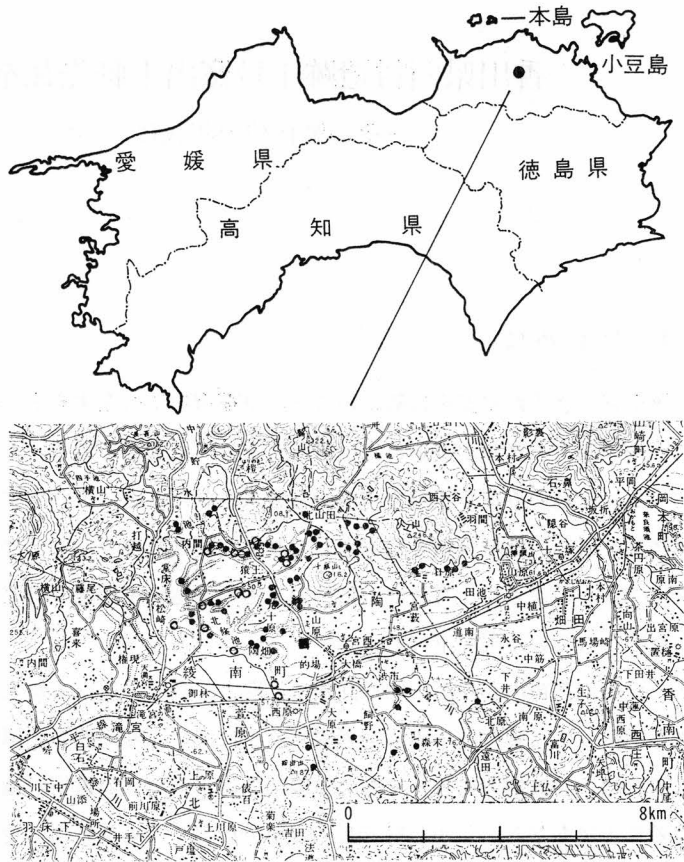
前庭部は上記溝を埋め立てて構築しており、床面は地山を掘り込み、傾斜変換部で約30度の傾斜である。窯体主軸の方向はE-22°-Nである。

焚口の幅は約1.2m、舟底の大きさは長さ0.3m、幅0.7m、深さ0.05mである。

灰原は、焚口から溝を埋めるかのように搔き出され、窯の主軸に沿って3m、溝に並行して南北12mの範囲に拡がっており、最も灰原層が厚い個所は焚口の後方に当り、40~50cmの厚さを有していた。

ただ灰原の堆積状況や遺物内容から推して、一度限りの使用・焼成で終業したと推定されると言う。

灰原からは、壺・甕・鉢・坏身・小皿などの須恵器や黒色土器壺と共に、平瓦・丸瓦・



第1図 西村遺跡位置図
(■: 西村遺跡, ●: 須恵器窯, ○: 瓦窯 一部割愛)

軒丸瓦片・軒平瓦片も併せ出土した。

出土遺物から、場合によっては瓦陶兼業窯であったかも知れない。この陶邑古窯跡群ではその大半が各々の専業窯形態をとっており、瓦陶兼業窯であれば西村遺跡3号窯と併せ初例となる。一考するに値すべき点であろう。

出土軒先瓦

軒先瓦は、軒丸瓦片と軒平瓦片とに二分される。軒丸瓦片は二点あるが、恐らくは同一個体であろう(第2図1)。中房内に1+4(推定)の蓮子を配し、その外側に複弁の蓮華文を間弁を挟んで一周し、その複弁数は八葉であったと推定できる。内区文様と外区を画する圏線は不均等に小さく波打ちつつ円形をなし、珠文帯なくして外区外縁へと続く。褐色を呈し、表面は磨滅している。胎土は砂粒が多い。所謂複弁八葉蓮華文軒丸瓦である。



第2図 西村遺跡1号窯出土軒先瓦

軒平瓦片は3個体分出土したが、瓦当文様が比較的鮮明で残存率が高く図示できるのは第2図の2のみである。対向C字形の中心飾りから左右方に三反転する唐草文を配す。この唐草文は一本の主枝から上・下方に各4本の枝葉が巻いて瓦当文様空間を充填させ、末端は上・下方に分派して終わる。唐草文自体は厳密には左右対称ではない。外区には等間隔に珠文を配するが、その数は上・下両外区ともに7個に復元できる。脇外区には内区幅から推して珠文は存しなかったと思われる。上・下外縁外面はヘラケズリ調整する。色調は青灰色～灰白色で、焼成は外面硬質ではあるが断面はその逆である。胎土は軒丸瓦同様に砂粒を多く含む。所謂均整唐草文軒平瓦である。

3. 軒先瓦の年代に対する諸見解

前章で概観してみた軒先瓦は、いずれも瓦当文様や製作技法・共伴遺物から平安時代後期に属することは疑念を抱かない。しかし実年代となると、一定期間の幅をもって意見の相異がみられ、統一性に欠く。以下、軒先瓦の年代に関する諸見解を紹介してみよう。

先ず最初に、西村遺跡1号窯の発掘担当者であり報告者でもある沢井静芳・六車功両氏は、この軒先瓦の「形式の瓦は共に京都鳥羽南殿からセットとして多量の出土が報告され

ており、^(注9) 同範か異かについては今後の検討を要する」と慎重を期して、「かなり実年代に接近しうる資料として大変興味深い」とした。同一瓦当文様の類例を鳥羽南殿例に見出したことは称讃に値する。しかし最終段階で「鳥羽離宮の南殿跡出土瓦と同文関係にあり、……(中略)……上原真人氏によると南殿創立時の遺物とされるがいずれにしろ、1号窯跡出土遺物はその上限を11世紀末におくことができる」と結論付けするに至った。^(注10) すなわち、鳥羽南殿創立時である応徳三年(1086)にその使用年代を同文関係から比定したのであり、^(注11) 応徳三年をもって11世紀末と言う年代を与えたと推定できる。

渡部明夫氏は、香川県内の須恵器生産を初源から展開・終焉までを概観し、各画期毎に歴史的解釈を試みる中で、須恵器生産終了段階に於ける実年代をこの西村遺跡1号窯出土の軒先瓦に求めた。^(注12) 複弁八葉蓮華文軒丸瓦は鳥羽南殿跡出土の軒丸瓦と同文であり、均整唐草文軒平瓦は同南殿跡出土例に極めて近いと観察し、院政を開始した白河上皇が譲位に際し、受領国司の一人である高階泰仲が讃岐守当時、成功によって造営されたのが鳥羽離宮南殿であって、「こうしたことから讃岐の瓦が鳥羽離宮へ運ばれることになったのであり、この点から1号窯を11世紀末前後に比定できるのであって、実年代の不明なこの時期の須恵器に一つの年代的基準を与えることができたとした。渡部氏の見解は、沢井・六車両氏説を踏襲したものであり、表現的差異は別にしても、鳥羽南殿例にその類似性を見出し、南殿造営時をもってその実年代を想定したのであろう。

羽床正明氏は、文献学的立場から11世紀後半に於ける窯業生産活動に一役を担った、受領国司の讃岐守高階泰仲と在庁官人綾氏を考察する際に、鳥羽南殿例や平安京左京五条三坊十五町例を挙げ、^(注13) 各々が綾南町所在龍燈院(綾川寺)^(注14) や西の浦瓦窯例と同一である点をその根拠として論述した。^(注16) さらに論考を強化する追加資料として西村遺跡1号窯例が鳥羽南殿例と同文関係にあると思われるとし、「1号窯から同時に出土した須恵器に11世紀後半という実年代を与えただけでなく、この当時の政治状況を窺う上での絶好の資料となるのである」と論を締め括った。羽床氏は明確に1号窯例の実年代を鳥羽南殿造営時の応徳三年とする前提条件で論を補強・展開したのである。それは文献学と考古学との立場の相違から生ずる方法論の問題とも理解される。

広瀬常雄氏は、三か年に亘る西村遺跡の発掘調査で出土した黒色土器と瓦質土器を、形態上の変化と調整技法の差異から総括して、前者を7期、後者を2期の、計9期に小区分し、1・2期、3～5期、6・7期、8・9期の大区画して編年作業を試みた。^(注17) その中で土器の実年代を考察するにあたり、3期の段階の黒色土器壺が1号窯灰原出土黒色土器壺に類似し、共伴した軒先瓦が、「京都鳥羽離宮南殿跡出土の瓦と同文関係、あるいは類似」し、南殿は11世紀末頃に築造されたものであるから、「それによって1号窯は、11世紀末頃の年

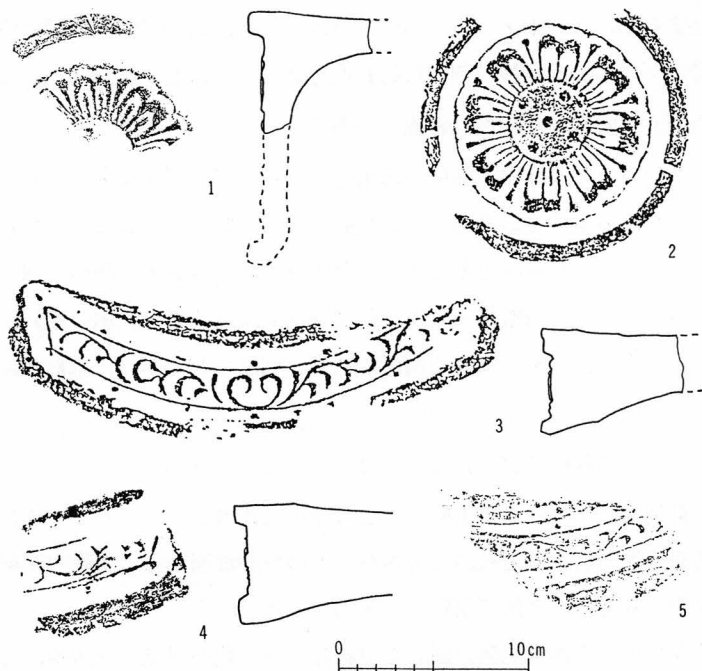
代を与えられる可能性があり、3期の段階を11世紀末頃を中心とした時期に比定しておく]として、極めて慎重な立場を保持した。

今日まで論じられた西村遺跡1号窯出土軒先瓦の実年代に対する諸氏の見解を要約してみたが、方法論や観点の差こそあれ、鳥羽南殿例にその実年代を求めるべき立場は全てに共通していると言える。それは又資料的制約から来る弊害でもあろう。果たしてそれが正鵠を射たものであるかどうか疑問を呈さざるを得ない。「同文」・「類似」・「近似」とする瓦当文様に対し、香川県内における類例として、軒丸瓦は綾南町北条池北畔瓦窯跡、軒平瓦は丸亀市本島町本島八幡神社からの出土を提示しながらも、^(注18)何らの検討も加えず、実年代の明確な鳥羽南殿例に直結させた、若干安易な姿勢が看取できるからである。

4. 軒先瓦の文様系譜の検討と実年代

西村遺跡1号窯出土軒先瓦に対し、軒丸瓦は北条池北畔瓦窯跡と鳥羽南殿跡に、軒平瓦は本島八幡神社、鳥羽南殿跡、平安宮朝堂院跡に各々その類例を^(注19)列挙できる。ここでは類例との比較検討を加え、その上で実年代を考えてみたい。

まず軒丸瓦から検討してみよう。既述したように複弁八葉蓮華文軒丸瓦と推定できるが、全体の8分の1の破片であるため瓦当文様の細部は全く不詳である。1号窯例を含めて3例とも瓦当文様の大きさが若干異っており、同範ではありえない。小さな波状をなす圈線も共通し花弁も酷似する鳥羽南殿例(第3図1)と北条池北畔瓦窯例(第3図2)とは同文関



第3図 諸遺跡出土例

1・3：鳥羽南殿跡、 2：北条池北畔瓦窯跡、
4：平安宮朝堂院跡、 5：本島八幡神社

係にあると判断される。しかし1号窯例は小破片のため詳細な細部検討はできない。本来軒丸瓦の瓦当文様は、短期間内での変化には鈍感で、同一文様と同文とを誤認されやすい。その意味からも1号窯例は同文の可能性は提示できても断定する要素は余りにも乏しいと言わざるを得ない。筆者は、後述する軒平瓦とは一括遺物である点を重視して、同一文様として把握することがより妥当だと考えている。

一方軒平瓦の唐草文様は鋭敏で変化に富む。以下、軒平瓦の瓦当文様の各部について検討してみよう。中心飾りの対向C字形は、鳥羽南殿例(第3図3)では恰も一線で描写されたかの状態でその先端の巻きも強いのに対して、1号窯例はC字形が分離対向ししかもC字形が左右外側の唐草文枝葉に背負われたかの形をなし先端の巻きも緩い。左右に三反転する唐草文は、平安宮朝堂院例(第3図4)では判然としないが、第1枝葉は鳥羽南殿例では中心飾りの一部を成すかのようにC字形を保護する姿勢である。1号窯例では単なる一枝葉にすぎない。唐草文は左右に三反転するのであるが、鳥羽南殿例は大きく躍動し他は滑らかであり、また、鳥羽南殿例では主枝が三転目で一端断絶するが、1号窯例や本島八幡神社例(第3図5)では主枝が末端葉まで連続している。これは平安宮朝堂院例とて范ズレで不明確ではあるが後者と同様である。そして末端葉は上・下方に分派して唐草文は終息するが、その上・下方への拡がりは、鳥羽南殿例は90度とほぼ直角であるのに対し、1号窯例や本島八幡神社例では約45度と2分の1にしかならない。枝葉に於いても、鳥羽南殿例や平安宮朝堂院例は線描写であるが他の二例は肉厚となる。

このような文様の相異は、同范は言うに及ばず同文であっても生ずることはなく、文様の退化から生ずるのであり、短期間の中にも時間的流れを読み取ることができる。在地に於ける同一文様系譜として理解されよう。地方産瓦屋系列の文様の祖型が畿内周辺部に存する限り、鳥羽南殿例→平安宮朝堂院例→本島八幡神社例の序列が与えられる。^(注20)1号窯例は本島八幡神社例とは同文関係にあると判断されるから、本島八幡神社例と共に類例中最新型式と言える。

では、実年代をどこに求められるべきであろうか。

鳥羽南殿例は、既に上原氏により明確に指摘されたように、応徳三年(1086)の讃岐守高階泰仲造進による南殿造営であり、その量的な面からも讃岐国産例にふさわしく、応徳三年をもってその製作使用年代に比定し得よう。

次に平安宮朝堂院例に関してである。朝堂院の罹災・修造を、鳥羽南殿造営以降に限定して観てみると、寛治五年(1091)に大風により朝堂院西廊及び大極殿西廊23間^(注21)が倒壊し大打撃を被った。その後復旧工事が実施されたであろうことは想像に難くないが、天仁元年(1108)九月十一日現在、朝堂院西廊は修理中であつた。^(注22)それ以降康治元年(1142)に大風に

よる会昌門以西の廻廊などの倒壊まで何らの資料も検索できない。とすれば、この朝堂院例は寛治五年～天仁元年頃までの朝堂院修理に伴って使用された可能性が頗る高くなる。翻って、平安時代後期にあって平安宮内の殿舎は罹災が相続き、その都度その賦課役を諸国に割り充てて再建されてきたが、度重なるごとにより一層の経済的困窮を極めた。このような経済的状況下において、平安宮全体からすれば部分的な修理は単独で実施されたと(注23)は到底考えられない。寧ろ、永保二年(1082)に焼亡した内裏や寛治三年にやはり焼亡した式部省正庁などと共に一括して復興が計られたと(注24)推量することが妥当と思われる。とすれば(注25)承徳二年(1098)の内裏造営を一つの契機として、内裏再造築から漸次重要殿舎が修理・修造されたと(注26)推定できる。将に朝堂院例の製作使用年代はこの期間に設定できるのであって、承徳二年頃に比定して大過なからう。

本島八幡神社例については、本島八幡神社は塩飽全島の氏神で、社伝によると、天平十四年(742)大僧正海順導師となって豊前宇佐八幡神社を勧請し、天元三年(980)に本殿が再建され、正平廿四年(1369)に再営されたが、(注27)その間の事情は明確ではない。塩飽全島の氏神である以上はその荒廢などに及んでは再建・再営を繰り返したと推定できるが何分史料的に不足であり、実年代を導き出せない。ただ平安宮朝堂院例から推してもさほど下降するとは考えがたい。恐らくは12世紀初頭段階に位置付けて間違いなからう。自ずと同文関係が指摘できる西村遺跡も本時期に比定されるのは当然である。

5. おわりに

本稿では、西村遺跡1号窯出土軒先瓦とその実年代を廻っての諸見解を紹介し、併せ資料検討を行い、12世紀初頭段階に比定すべき結論を得た。この年代観は香川県内の諸意見とは異なるが、京都への搬入契機をも考慮する限りにおいて妥当性ある年代と考えている。それは、香川県内で今日までも未発見である他の形式の軒先瓦と軌を一にしている点もその傍証とし得よう。また軒丸瓦として一括遺物であり、共伴の土器類にも時期的差違を見い出せない以上、同文ではなく同一文様系譜として理解すべきであろう。

最後に本拙稿を草するに当り、平安博物館藤本透・植山茂、香川県教育委員会広瀬常雄・渡部明夫、奈良大学植野浩三、安藤文良、六車恵一、松本敏三などの諸氏から多大なる援助と教示を得た。記して深謝致します。(松井忠春=当センター調査課主任調査員)

注1 平安博物館編『平安京古瓦図録』(昭和52年 東京)

上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(『古代研究』13・14 昭和53年 奈良)

近藤喬一『瓦から見た平安京』(教育社『歴史新書』40 昭和60年 東京) など。

注2 寺田貞次「陶村附近窯址」(『史蹟名勝天然記念物調査報告』第12 昭和16年 香川)。

- 注3 渡部明夫・大山真充・宮脇義文『岡の御堂古墳群調査概報—香川県綾歌郡綾南町所在の古墳群と中世遺跡の調査—』(綾南町教育委員会 昭和52年 香川)。なお、松本敏三・岩橋孝「香川県古代窯業遺跡分布調査報告Ⅰ—(旧刈田郡・旧三野郡)—」(『瀬戸内海歴史民俗資料館紀要』Ⅰ 昭和59年 香川)では綾南町内所在窯跡として計61基が一覧表に記載されている。
- 注4 地元の研究者である田村久雄氏が精力的に踏査されている。
- 注5 松本豊胤「四国の古代・中世窯」(『日本やきもの集成』10 四国』昭和57年 東京)。
- 注6 注1 上原論文参照。
- 注7 藤ノ棚瓦窯跡出土の軒平瓦の平瓦部凸部に十瓶山麓生産の甕腹に通例の格子目叩き痕が認められる点から、須恵器工人が関与していたことは明白である。ただしますえ畑瓦窯跡では専業であるので、年代的な問題か工人集団間の問題かは今後の課題である。
- 注8 図示したのは1点であるが、他に小破片が1点ある。
- 注9 引用文献である『鳥羽離宮跡・史跡西寺跡』(『京都市埋蔵文化財年次報告』1974—Ⅳ 京都市文化観光局文化財保護課 昭和50年)は鳥羽田中殿跡の発掘調査の報告であり、讃岐産瓦の出土も報告されていないし、造営年代も合致しない。文献の引用間違いであろう。
- 注10 沢井静芳・六車 功『一般国道32号綾南バイパス建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 西村遺跡』(香川県教育委員会 昭和55年 香川)。
- 注11 『扶桑略記』応徳三年十月廿日条。
- 注12 渡部明夫「讃岐国の須恵器生産について」(『鏡山猛先生古稀記念 古文化論攷』昭和55年 福岡)。
- 注13 佐々木英夫『平安京左京五条三坊十五町』(『平安京跡研究調査報告』第5輯 昭和56年 京都)。
- 注14 安藤文良『讃岐古瓦図録』(『文化財協会報』特別号八 昭和42年 香川)。
- 注15 香川県教育委員会編『香川県陶邑古窯跡群調査報告』(昭和43年 香川)。
- 注16 羽床正明「讃岐守高階泰仲と讃岐国在庁官人綾氏—鳥羽殿造営のための瓦の生産を中心—to—」(『香川史学』第10号 昭和56年 香川)。
- 注17 広瀬常雄・大砂古直生・玉城一枝・林 正弘『西村遺跡Ⅲ—国道32号線綾南バイパス建設工事にともなう埋蔵文化財発掘調査—』(香川県教育委員会 昭和57年 香川)。
- 注18 注10に同じ。
- 注19 京都市内出土例は、瓦当文様のみならず胎土・製作技法からも讃岐産瓦と同定できる。
- 注20 注1 上原論文参照。
- 注21 『中右記』・『扶桑略記』寛治五年正月十二日条。
- 注22 『中右記』天仁元年九月十一日条。
- 注23 『本朝世紀』康治二年二月四日条。
- 注24 『扶桑略記』永保二年七月廿九日条。
- 注25 『中右記』寛治三年正月廿五日条。
- 注26 『中右記』承德二年四月十日条。
- 注27 注14に同じ。
- <引用文献>
- 注10 『西村遺跡』・注12渡部論文 [第2図]
- 注15 『香川県陶邑古窯跡群調査報告』[第3図2]
- 注1 上原論文 [第3図3]
- 注1 『平安京古瓦図録』[第3図4]